

放射性セシウムに関する規制値(厚生労働省)暫定許容値(農林水産省)指標値(林野庁)基準値(環境省)

核種	試料区分	濃度(Bq/kg)	
放射性セシウム	飲料水	10	
	牛乳	50	
	乳児用食品	50	
	一般食品	100	
	飼料 ^(注1)	牛及び馬用	100 (製品重量)
		豚用	80 (製品重量)
		家きん用	160 (製品重量)
		養殖魚用	40 (製品重量)
	きのこ原木	50 (乾重量)	
	菌床用培地及び菌床	200 (乾重量)	
	加熱調理用	薪	40 (乾重量)
		木炭	280 (乾重量)
	肥料・土壤改良資材、培養土	400 (製品重量)	
	肥料原料汚泥 原料汚泥として評価 (脱水汚泥又は焼成した汚泥として)	200 ^(注2)	

注1:粗飼料については、水分含有8割ベース。

注2:原料汚泥中の放射性セシウム濃度200Bq/kg以下の場合については、汚泥肥料の原料として使用できる。(原料汚泥:脱水汚泥又は焼成した汚泥)
特例措置は、平成25年4月末をもって失効。

規制値等は、今後も変更・追加されることが予想されます。
最新の情報は、各省庁のホームページや弊社の担当者へご確認下さい。

食品中の放射性セシウムの規格基準

平成 24 年 4 月 1 日から適用

核種	区分	区分に含まれる範囲	濃度(Bq/kg)
放射性セシウム	飲料水	直接飲用する水	
		調理に使用する水	10
		水との代替関係が強い飲用茶	
	乳児用食品	牛乳、低脂肪乳、加工乳、乳飲料（注1）	50
		乳幼児用調整粉乳 (粉ミルク、フォローアップミルク)	
		乳幼児用食品(ベビーフード、おやつ等) 乳幼児向け飲料（注2）	50
	一般食品	その他(服薬補助ゼリー、サプリメント等)	
	一般食品	上記以外の食品（注3）	100

<備考>

- ・注1：乳酸菌飲料、ヨーグルト、チーズは、一般食品として扱う。
- ・注2：飲用茶に該当するものは飲料水基準が適用される。
- ・注3：製造食品、加工食品については、原料の状態、製造・加工された状態それぞれで一般食品の基準値が適用される。但し、次の食品については以下のような例外規定がある。

①乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など水戻しを行い食べる食品

→ 原材料の状態と食べる状態(水戻しを行った状態)で一般食品の基準を適用する。

②のり、煮干し、するめ、干しうど等の乾燥させた状態でそのまま食べる食品

→ 原料の状態、製造・加工された状態(乾燥した状態)それぞれで一般食品の基準を適用する。

③茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

→ 原料の状態では基準値の適用対象としない。

・茶は、製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準を適用する。

・米ぬかや菜種などを原料とする油は、油で一般食品の基準を適用する。